

サービス名	対象者	サービスの内容	利用者負担	備考
訪問理容サービス	おおむね65歳以上で介護保険の要介護4～5で在宅の人 	自宅で理容サービス（洗髪を除く）を行う場合の出張料1回につき1,000円を助成します。	理容サービスに要する費用2,000円	1年度内に6回以内。 髭剃りは追加料金必要
ねたきり高齢者等介護人手当	次のすべてに該当する高齢者を在宅で常時介護し、かつ、生計を一にしている人 ①65歳以上の要介護4～5で介護を受けている人 ②前年の所得が200万円（年金収入の場合は320万円）以下の人（介護している人の所得制限はありません。）	月額3,000円 （4月・8月・12月に前月分までを支給します。）	なし	入院・入所の場合を除きます。
住宅改善費補助金交付	介護保険の住宅改修費の給付を受けることができる人 	介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に10万円（市民税非課税世帯等は15万円）を限度に補助金を交付します。	なし	事前申請が必要です。
老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成	65歳以上の人で白内障の手術後に眼内レンズの挿入手術を受けず特殊眼鏡等を購入した人	購入額の1/2を助成 〔限度額〕 眼鏡（1個）30,000円 コンタクト（1眼）20,000円	特殊眼鏡等と助成額との差額	医師の意見書が必要です。
家族介護慰労金支給	介護保険の要介護4～5で1年間介護保険サービス（1週間以内のショートステイを除きます。）を受けなかった人を介護している市民税非課税世帯の同居の家族の人。※他にも条件がありますので詳しくは長寿介護課へ。	年額100,000円支給	なし	
成年後見制度利用支援	介護保険サービスの利用や財産管理等を行うのに判断能力が十分でない65歳以上の人で、配偶者および二親等内の親族による法定後見開始の審判請求が困難な人	市長の申立により家庭裁判所が選任した成年後見人（保佐人、補助人）が、契約行為や財産管理等を支援します。	所得状況に応じて、全部または一部負担の場合あり	
119あんしん君（救急医療情報キット）の配布	①おおむね65歳以上で健康上不安のある人 ②身体障がい者等で健康上不安のある人	急病等で救急車を呼んだ場合に適切な対応ができるよう、病歴や緊急連絡先等の情報を入れて冷蔵庫に保管するキットを配布します。	なし	
介護中マークの配布	家族等を介護している人	「介護中」と書かれたネームプレートを配布します。（トイレの付添い等の際、介護中であることを周囲に周知します。）	なし	
シルバー優待カード交付	満65歳以上の人 ※申請には顔写真と身分証明書が必要です。 ※①②④の施設は、運転免許証、健康保険証などを指定施設に提示しても優待を受けることができます。	①名古屋港ポートビル②南極観測船ふじ③八橋史跡保存館は無料で、④名古屋港水族館は半額で入館できます。	名古屋港水族館への入館のみ半額分（1,000円）負担	

### ○高齢者の相談窓口

【地域包括支援センター】 地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受付、高齢者をサポートします。

【在宅介護支援センター】 高齢者や家族の人に医療や福祉の総合的情報を提供し、自宅訪問による助言や申請手続きの代行等を行います。24時間体制で相談に応じています。

知立地域包括支援センター	☎82-8855
ヴィラトピア知立在宅介護支援センター（竜北中学校区）	☎83-2022
知立市在宅介護支援センター（知立南中学校区）	☎81-8880
在宅介護支援センターほほえみの里（知立中学校区・知立団地）	☎85-2532

▶問合せ 長寿介護課 長寿係（☎95-0150）

# 高齢者在宅福祉サービス

在宅で自立した生活が送れるように各種福祉サービスを有効的にご利用ください。

サービス名	対象者	サービスの内容	利用者負担	備考
福祉電話貸与	おおむね65歳以上の一人暮らしの人で、市民税非課税の電話を有しない人	電話を貸与し、緊急通報装置を取り付けます。	通話料	
緊急通報装置設置	電話のある人で、次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の人で、同居者が障がい者である等、緊急時の対応が困難な者しかいない人 ③身体障がい者のみの世帯の人 ④③に準ずる世帯に属する身体障がい者の人 ⑤要介護認定を受けているおおむね65歳以上の人で昼間、夜間長時間にわたり独居となる人	ボタンを押すだけで、緊急時の連絡調整ができる装置を電話に取り付けます。	なし	
日常生活用具給付	【火災警報器・自動消火器】おおむね65歳以上のねたぎりの人または一人暮らしの人 【電磁調理器】おおむね65歳以上の一人暮らしで心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な人	火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。	生計中心者の所得税に応じて異なります。	
寝具洗濯・乾燥サービス	次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ③身体障害者手帳（1・2級）または療育手帳（A判定）の所持者	年4回（5月、8月、11月、2月）敷布団、掛布団および毛布各1枚の洗濯・乾燥を行います。	なし	
友愛訪問	おおむね65歳以上のねたぎりの人または一人暮らしの人	友愛訪問員が週1回程度家庭を訪問し、相談に乗ったり、話し相手になったりします。	なし	
宅配給食サービス	次のいずれかに該当する調理が困難で、親族等から食事の提供が受けられない人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人	必要と認められる場合は、週7回まで昼食または夕食（普通食・おかゆ食・さざみ食・糖尿病等の治療食）を届けます。	1食あたり 300円	心身の状態等の調査を受ける必要があります。
軽度生活援助	次のいずれかに該当する一時的に日常生活上の援助を必要としている人で、介護保険の認定を受けていない人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ※病院からの退院後等一時的に支援の必要な人が対象となります。	外出の付き添い、生活必需品の買い物、調理、洗濯、家屋内の清掃、その他必要な家事1回につき2時間以内かつ1週間に2回まで利用できます。	1時間あたり 100円	利用期間は原則6か月以内
紙おむつ支給	日常生活上紙おむつ等を必要としている次のいずれかに該当する人 ①介護保険の要介護4～5の人 ②おおむね65歳以上の人で①に準ずる人	希望の紙おむつ等（11種の内から選択）を毎月支給します。	なし	
外出支援サービス	おおむね65歳以上の介護保険の要介護1～5の人で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な在宅の人（ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用される人）	リフト付タクシー等の助成券を3,000円×月3枚（障害者手帳等所持者は2,700円×月3枚）を給付します。	タクシー料金と助成額との差額	障害者福祉タクシー券との併用不可
徘徊高齢者位置情報サービス	在宅で徘徊のある65歳以上の人（介護保険の認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。）を介護している人	位置情報端末を貸与します。高齢者に携行させ、行方不明の際にサービス事業者と連絡すると現在地が確認できます。	位置情報料および現場での捜索や連れ戻し等に要す費用	
いまどこねっと（徘徊高齢者検索メール配信システム）	認知症による徘徊により行方不明となった高齢者または行方不明になる恐れがある高齢者	家族等からの依頼を受けて、徘徊により行方不明となった高齢者の情報を「いまどこねっとサポーター」、関係機関に対して、メール配信を行い、情報提供をお願いします。	なし	